

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 趣旨

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正条例（令和8年愛知県後期高齢者医療広域連合条例第2号）により、規則へ委任された第二種初任給調整手当の支給額等及び自動車等使用者につき距離区分に応じた通勤手当額並びに駐車場等の利用に対する手当額等を定めるもの。

2 改正の概要

(1) 第二種初任給調整手当の支給額等

第二種初任給調整手当の支給額、支給期間の終期等を規定する。（第6条の2から第6条の5まで）

(2) 扶養手当に係る扶養親族の範囲

大学生年代の者である扶養親族の所得限度額について、年額150万円に引き上げる。（第7条）

(3) 通勤手当に係る自動車等使用者への通勤手当の支給に係る距離区分の上限を

100 km以上に引き上げるとともに、5 kmごとの距離区分に応じた手当額及び駐車場等に係る手当額等を規定する。（第22条、第24条の2、第24条の4、第24条の6から第24条の8まで及び第27条）

(4) 勤勉手当に係る成績率を100分の157.5から100分の159.375に改める。（第49条）

(5) その他、所要の規定の整備を行う。

3 施行期日等

令和8年4月1日（2(4)の改正は公布日から施行し、令和7年4月1日から適用する。）